

## 春日井市コミュニティ推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、地域住民の連帯感とふれあいを深め、豊かなコミュニティの推進を図るため、コミュニティ団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、コミュニティ推進協議会とする。

### (補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う次に掲げるものとする。

- (1) 地域で支え合うための事業
- (2) 環境を守り育てるための事業
- (3) 地域の文化を育むための事業
- (4) 地域の交流を促進するための事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する事業

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。ただし、補助対象者の構成員に対する支出を除く。

- (1) 報償費
- (2) 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）
- (3) 役務費
- (4) 委託料
- (5) 使用料
- (6) 備品購入費

(7) 負担金

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助事業を複数行う場合にあっては、当該事業に要する補助対象経費の合計額）に相当する額以内の額とし、75,000円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、補助対象者の規約、役員名簿その他市長が必要と認める書類とする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、補助対象者の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、すべての補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(検査等)

第11条 市長は、補助対象者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 春日井市コミュニティ推進地区事業費補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）及び春日井市コミュニティ活動推進事業等補助金交付要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市コミュニティ推進事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。